

上板町防災士資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識と一定の知識・技能を修得した者で、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、防災士機構が認定した研修機関で、かつ防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座を行う機関をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- (1) 本町に居住する者
- (2) 防災士研修センター等又は徳島県が開催する地域防災推進員養成研修（以下「研修等」という。）を受講した後に、防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」に合格した者
- (3) 防災士として認証登録後が完了した後、上板町防災士会として活動する意思がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 機構が認証した研修機関による講座の受講に係る費用
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士資格認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計金額とし、1万1,000円以内とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格の取得後1年以内に、上板町防災士資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士証の写し
- (2) 助成対象経費の支払いを証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、上板町防災士資格取得補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、上板町防災士資格取得補助金請求書（様式第3号）を提出し、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、受給者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給者の責務)

第10条 受給者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。